

○生活福祉委員長報告（本会議）

生活福祉委員長 潮 崎 焜 及

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第24号 鳴門市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」ほか4議案であります。また、継続審査となっておりました請願5件も議題としました。

当委員会は、去る2月29日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願3件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第24号 鳴門市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」であります。消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとされたため、必要な事項を定めるものであります。委員からは、条文中の「情報の漏えい、滅失又は毀損^{きそん}の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置^{そち}を講じるものとする。」について質疑があり、理事者からは、国から示されているガイドラインでは相談カード等の書類を施錠^{せじょう}可能な書庫や保管庫に保管することや、書類を適切に廃棄することなどが示されており、鳴門市消費生活センターでは現状でも、相談カードについては、鍵のかかる書庫に保管するとともに書類を廃棄するときはシュレッダーにかけるなど、情報の適切な管理を行っているとの説明を受けました。

また、委員からは、国家資格化される消費生活相談員の資格を持つ方を配置することなどに伴いどの程度追加的費用が発生するのかについて質疑があり、理事者からは、条例制定の趣旨は参酌基準^{さんしやくきじゆん}を条例で定めるものであり、本市の場合は既に専門資格を有する相談員が2名おり現行の運用と施行後の運用に変化はないとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第25号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります。国民健康保険料の賦課限度額や低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しを行うものであります。委員からは、改正に伴う影響について質疑があり、理事者からは、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額がそれぞれ2万円上がることから平成27年度ベースで試算すると基礎賦課額の賦課限度額^{ふ かげん ど が く ち ょ う か せ たい}超過世帯は461世帯、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額^{ふ かげん ど が く ち ょ う か せ たい}超過世帯では95世帯が対象となり、この世帯を平成28年度の制度に置き換えると、限度額が上がるため賦課限度額^{ふ かげん ど が く ち ょ う か せ たい}超過世帯が26世帯少なくなる。少なくなる額は基礎賦課額分では、939万円、後期高齢者支援金等賦課額分では217万円であり、この額を賦課限度額^{ふ かげん ど が く ち ょ う か せ たい}超過世帯で負担するようになる。また、軽減判定所得の引き上げに伴い、軽減の対象となる世帯が増え、2割軽減から5割軽減となる方は28世帯で65人が増え、対象外だった方が2割軽減になることについては13世帯24人の方が対象となり、これらの合計で158万円の軽減が見込まれるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第26号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」であります。介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会委員の任期を3年とするため、所要の改正を行うものであります。委員からは、任期を3年に伸ばすことで、介護認定審査会委員に就任している医師などの負担が増すことにならないのかについて質疑があり、理事者からは医師会に相談した上で推薦していただいております。仕事との両立など大変な中2期、3期と協力していただいているとの説明を受けました。また、委員からは要介護認定の申請から認定までに要する時間について質疑があり、理事者からは年間で約4,000名程度の方の審査を行っているが原則30日以内に通知を出すように努めている。しかし、書類等が整わない場合は30日を超えることもあるとの

説明を受けました。申請をした方は通知を切実に待っており、30日を超える場合の理由等について申請者に丁寧に説明する必要があるのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第27号 鳴門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。介護保険法及び関係省令の改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の運営等について条例中の関連する字句の整理を行うものであります。

委員からは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の方が6ヵ月に1回以上、運営推進会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならぬとなれば大きな負担とならないのかとの質疑があり、理事者からは、グループホームでは現時点で2ヵ月に1回程度実施している。また、運営推進会議を開催することにより外部の視点が入り運営の透明性の確保や、サービスの質の向上が期待されるとの説明がありました。また、委員からは条文中に運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録の作成及び公表の義務について確認があり、理事者からは実施指導していくなかで確認していくとの説明がありました。

次に、「議案第28号 鳴門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。介護保険法及び関係省令の改正に伴い、指定認知症対応型通所介護事業者の運営等について条例中の関連する字句の整理を行うものであります。委員からは、議案第27号と議案第28号の内容の違いについて質疑があり、理事者からは、予防認知症対応型、認知症対応型の事業の運営等を定める条例の改正であるとの説明を受けました。

採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

